

事務連絡
令和3年2月12日

中国向け輸出水産食品認定施設
及び認定手続中の施設を有する事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

中国政府の要請に基づく輸出水産食品認定施設に係る
衛生要件の点検等の実施について

中国向け輸出水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 CN-S1「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」（以下「要綱」という。）により取り扱っているところですが、中国海関総署から、昨年12月に実施したビデオ査察結果に基づき、施設の基準適合性の確認手続きの改善が求められました。

つきましては、中国海関総署から示された衛生基準の詳細なチェックリストへの適合性について、全ての中国向け輸出水産食品認定施設を対象に事業者による自主点検及び日本側当局による確認を下記により実施しますので、対応方よろしくをお願いします。

記

- 1 中国向け輸出水産食品認定施設及び認定手続中の施設（認定施設リスト未掲載を含む。）（以下「認定施設等」という。）を有する事業者においては、別紙「中国向け輸出水産食品認定施設に係る衛生要件の点検等要領」に基づき、自主点検、関係資料の提出等を行った後、衛生証明書発行機関による現地確認を受けてください（以下「点検等」という。）。

注 質問票及び関係資料の提出先は施設を管轄する衛生証明書発行機関とすること（別紙中の「衛生証明書発行機関連絡先一覧」参照）。

- 2 認定手続中の施設については、要綱の6の（3）に規定する「認定施設の承認」の前に本点検等の完了が必要となります。

- 3 関係省令及び要綱を改正し、上記の点検等を規定することを予定していますが、1に対応することにより、改正に伴う手続きは不要とします。
- 4 別紙に定める質問票において認定維持を希望しない旨回答した施設及び期限までに質問票の送付がない施設等上記1を実施しない認定施設等については、別途通知する日をもって衛生証明書の発行が停止され、認定施設リストから削除されます。

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
TEL : 03-5253-1111 (内線 4246、4248)